

フリーランスの皆さま

事業者から業務委託を受けて
一人で行っている仕事は

国の労災保険に特別加入できます！

**加入すれば仕事や通勤途上の万が一のケガ
や病気、死亡に対して補償を受けられます**

まずは

☺ 全国労保連フリーランス

に事前登録しませんか
全国労保連設立のフリーランスの会です

特別加入の仕組みは
裏面を

✓事前登録は**無料**

✓事前登録すると、特定フリーランス事業の特別加入をする場合の
入会金無料（本団体を通じて加入の場合）

✓各種情報 GET

フリーランスの業務災害防止テキストなどをお送りします

✓特定フリーランス事業の特別加入は

12月から申込受付開始（予定 決まり次第お知らせします）

✓事前登録、お問合せは全国労保連サイト内「フリーランスの
皆さまへ」相談コーナーから

<https://rouhoren.or.jp/freelance-rousai/info.html>



☺ 全国労保連（一般社団法人全国労働保険事務組合連合会）

労働保険料の申告・納付手続等のエキスパートである労働保険事務組合の
約83%が加入している労働保険事務組合の全国団体です。

本部：<https://www.rouhoren.or.jp/>

47都道府県支部一覧 <https://www.rouhoren.or.jp/info/branch.html>



○下の A12「特定フリーランス事業」で特別加入できます。

下記 A1～A11、B1～B10 に該当する事業、作業の場合は**その区分で特別加入**します。

一人親方等 事業の種類	特定作業従事者 作業の種類
A1. 個人タクシー業者、個人貨物運送業者など※1	B1. 特定農作業従事者
A2. 建設業の一人親方等	B2. 指定農業機械作業従事者
A3. 漁船による自営漁業者	B3. 国・地方等が実施する訓練従事者
A4. 林業の一人親方等	B4. 家内労働者等
A5. 医薬品の配置販売業者	B5. 労働組合等の一人専従役員
A6. 再生資源取扱業者	B6. 介護作業従事者
A7. 船員（船員法第1条規定の船員）	B7. 家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
A8. 柔道整復師	B8. 芸能関係作業従事者
A9. 創業支援等措置に基づく高年齢者	B9. アニメーション制作作業従事者
A10. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	B10. ITフリーランス
A11. 歯科技工士	
A12. 特定フリーランス事業	

※1 原動機付自転車又は自転車等を使用したフードデリバリーサービスは、A1 に該当します。

※2 特定フリーランス事業に該当する場合、事業者から委託を受けて行っている事業と同種の事業であれば、事業者以外（消費者など）からの委託で行っている事業も加入対象事業です。

※3 上の表の異なる区分に該当する複数の事業を行っている場合、それぞれ補償を受けるには、それぞれの区分で特別加入することが必要です。

※4 事業者から委託を受けて行っている事業ではない場合でも、事業又は作業の種類が A1～A11、B1～B10 であれば（すなわち A12 以外であれば）、その区分で特別加入できます。

※5 A1～A12 は、事業に従事するご家族（労働者である場合を除く）も加入できます。

○加入申込みは「特別加入団体」を通じて行います。

特別加入団体は、都道府県労働局長から承認を受けた団体で、全国で 4,500 近くあります。特別加入団体によってそれぞれ取り扱う特別加入の事業又は作業の種類が決まっています。

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F001238371.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK> : 特別加入団体一覧 Excel データ令和 6 年 4 月 1 日時点

申し込みできる特別加入団体は、基本的には同じ都道府県か隣接の都道府県にある団体です（団体によってはより広い地域を扱います。電話等でご確認ください）。ただし、「特定フリーランス事業」を取り扱う団体には全国から申し込みます。「特定フリーランス事業」を取り扱う団体は、令和 7 年 6 月現在 7 団体です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00010.html（特定フリーランス事業の特別加入団体（加入手続）の項をご覧ください）



○全国労保連フリーランスも、令和 7 年 12 月目処に、特定フリーランス事業に係る特別加入申込み受付開始（準備を進めています）

○負担する保険料 3,500 円から 25,000 円の範囲で 16 段階ある中から選んだ「給付基礎日額」を 365 倍し、国の定めた保険料率を乗じたものです（1 年間の保険料。年度途中の加入の場合は月割計算）。「給付基礎日額」は、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する礎となるもので、選んだ額に基づいて労働局長が決定するものです。

特定フリーランス事業は、保険料率が 1000 分の 3 で、給付基礎日額として 1 万円を選べば、年間保険料は 10,950 円（＝1 万円×365×3/1000）となります。

○特別加入申込時に、国に納付する保険料と手数料をいただきます。

全国労保連フリーランスは、手数料として、入会金（1,000 円）、会費（月 500 円、年 6,000 円）（いずれも税込）をいただきます（契約更新のときの更新料はなし）。

今回、事前登録した方は、入会金無料とさせていただきます。